

議案第12号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年佐倉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

研修センター（1人1泊につき）	幼児	860円	1,080円	1 原則として、20人以上の団体利用とする。 2 1泊とは午後1時から翌日の午前10時までをいう。
	小学生・中学生	1,290円	1,610円	
	一般	1,720円	2,160円	

」を

「

研修センター（1人1泊につき）	幼児	860円	1,080円	1 原則として、20人以上の団体利用とする。 2 1泊とは、午後1時から翌日の午前10時までをいう。
	小学生・中学生	1,290円	1,610円	
	一般	1,720円	2,160円	
シェアハウス（1人1泊につき）	幼児	1,000円	1,250円	1 原則として、1室当たり2人以上5人以下の利用とする。 2 1泊とは、午後3時から翌日の午前10時までをいう。
	小学生・中学生	1,500円	1,870円	
	一般	2,000円	2,500円	

」に

改める。

別表第3中「又は体育館」を「、体育館又は多目的室」に改め、同表中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 営利を目的として使用する場合（農産加工室を使用する場合を除く。）は、区分における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。

別表第3備考に次のように加える。

4 シェアハウスに宿泊する場合は、宿泊の間の多目的室の使用料を徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（同表中備考2を備考3とし、備考1の次に備考2を加える部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐倉草ぶえの丘の設置及び管理に関する条例別表第3備考2の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉草ぶえの丘の施設の使用に係る使用料であって、同年3月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の許可の申請があるものについて適用し、適用日前の佐倉草ぶえの丘の施設の使用に係る使用料及び基準日前に使用の許可の申請があった佐倉草ぶえの丘の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 シェアハウスに係る使用の許可の申請その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。